

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「、少子化対策局長」を削る。

第八条中「統括参事」の下に「、北部拠点政策幹」を加え、「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を削る。

第九条第一項中「共生推進幹」の下に「、スポーツ施設整備推進幹」を、「、地域エネルギー企画幹」の下に「、ねんりんピック推進幹」を加える。

第十二条第三項第一号中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「、少子化対策局長」を削る。

別表第二第十二号事務の種類欄中「及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」を削り、同号知事決裁事項の欄中17を18とし、8から16までを9から17までとし、7の次に次のように加える。

8 法第二百四十三条の二の三第一項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定を取り消すこと。

別表第二第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中18を削り、17を18とし、4から16までを5から17までとし、3の次に次のように加える。

4 法第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、及び公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を私人に委託すること。

別表第二第二十四号事務の種類欄中「公共用地の取得に関する特例措置法」を「公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「、環境未来局長及び雇用労働局長」を「及び環境未来局長」に改める。

別表第四企画財政部の表財政課の項第一号事務の種類欄中「地方自治法施行令（昭和下に「昭和二十二年政令第十六号。」を加える。

別表第四総務部の表税務課の項第二号を削り、同項第三号事務の種類欄中「及び埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号。以下この項におい

て「規則」という。）」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第二号とする。

条例第七条第二項の規定に基づき、納税地を指定すること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄中12を削り、11を12とし、7から10までを8から11までとし、6の次に次のように加える。

7 法第二十六条の三第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものを除く。）を求めること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号部長専決事項の欄2中「第四十二条第一項」を「第二十六条の六第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「当該指定行政機関等」を「当該機関」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第四号部長専決事項の欄に次のように加える。

11 法第八十条の四第一項の規定に基づき、医療の給付等に関する事務に係る情報の収集等に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第四号部長専決事項の欄28及び29を削り、同表障害者福祉推進課の項に次の一号を加える。

<p>三 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 条例第二十一条の規定に基づき、事業者に対し、条例第二十条のあつせんに従い、又は求めに応じるよう勧告すること。</p> <p>2 条例第二十二条の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。</p>
--	--	--

別表第四福祉部の表福祉監査課の項第一号部長専決事項の欄14及び15を削り、同表少子政策課の項機関名の欄中「こども政策課」を「こども政策課」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項中第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>三 こども基本法（令和四年法律</p>	<p>法第十条第一項の規定に基づき、都道</p>	<p>法第十条第三項の規定に基づき、都道府県こども計画を公表すること。</p>
------------------------	--------------------------	---

<p>第七十七号。以下この項において「法」という。の施行に関する事務</p>	<p>府県こども計画を定めること。</p>
<p>別表第四福祉部の表少子政策課の項第五号を削り、同項の次に次のように加える。</p>	

<p>課一 児童福祉法（以下この項において「法」という。）児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「施行令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第十八条の九第一項の規定に基づき、指定試験機関に保育士試験の全部又は一部を行わせること。</p> <p>2 法第十八条の十の規定に基づき、指定試験機関の役員の選任及び解任に関し認可をし、又は役員の解任を命ずること。</p> <p>3 法第十八条の十一第二項の規定に基づき、試験委員の選任及び解任に関し認可をし、又は試験委員の解任を命ずること。</p> <p>4 法第十八条の十三の規定に基づき、試験事務規程に関し認可をし、又は変更を命ずること。</p> <p>5 法第十八条の十四の規定に基づき、指定試験機関の事業計画及び収支予算に関し認可すること。</p> <p>6 法第十八条の十五の規定に基づき、監督上必要な命令をすること。</p> <p>7 法第十八条の二十の二第一項の規定に基づき、特定登録取消者について、保育士の登録を行うこと。</p> <p>8 法第三十五条第四項の規定に基づき、児童福祉施設（法第三</p>
---	--	---

十九条及び第四十条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）の設置を認可すること。

9 法第三十五条第十二項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。

10 法第四十六条第三項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

11 法第四十六条第四項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止を命ずること。

12 法第五十八条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。

13 法第五十九条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する施設について事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

14 施行令第五条第六項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。

15 施行令第十一条の規定に基づき、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止すること。

16 施行令第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、指定試験機関の指定を取り消し、又は試験事務の停止を命ずること。

17 施行令第十四条の規定に基づき、保育士試験を行うこと。

	<p>二 社会福祉法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>18 児童福祉法施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、不正の行為によつて保育士の試験を受けようとした者等に対し、期間を定め、保育士試験を受けさせないこと。</p>
	<p>法第五十六条第八項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、解散を命ずること。</p>	<p>1 法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の認可を決定すること。</p> <p>2 法第四十五条の三十六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の認可を決定すること。</p> <p>3 法第四十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。</p> <p>4 法第四十七条の四第三項又は第四項（これらの規定を法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。</p> <p>5 法第五十条第四項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併の認可を決定すること。</p> <p>6 法第五十四条の六第三項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。</p>

7 法第五十六条第四項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置（役員 の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

8 法第五十六条第五項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

9 法第五十六条第六項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

10 法第五十六条第七項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、業務の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告すること。

11 法第五十七条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、事業の停止を命ずること。

12 法第五十七条の二第一項（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の所轄庁に対し、意見

<p>三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第</p>	
<p>1 法第三条第一項及び第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をすること。</p> <p>2 法第七条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以</p>	<p>を述べること。</p> <p>13 法第五十八条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、社会福祉法人に対し、予算の変更又は役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>14 法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、その停止を命じ、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。</p> <p>15 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。</p> <p>16 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。</p> <p>17 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。</p> <p>18 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。</p> <p>19 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。</p>

<p>七十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>外の認定こども園の認定を取り消すこと。</p> <p>3 法第十七条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を認可すること。</p> <p>4 法第二十条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。</p> <p>5 法第二十一条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>6 法第二十二条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。</p>
<p>四 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第九条第一項の規定に基づき、都道府県計画を定めること。</p>	<p>法第九条第三項の規定に基づき、都道府県計画を公表すること。</p>

別表第四保健医療部の表機関又は職名の項中「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」を「㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」に改め、同表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄中8を10とし、7を9とし、同欄6中「第五十一条の第二項」を「第五十一条の四第二項」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第四十四条の四の二第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の二第一項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、応援を求めること。

7 法第四十四条の四の第二項若しくは第三項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の第二項若しくは第三項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄中7を18とし、同欄6中「第四十四条の三第六項」を「第四十四条の三第九項」に改め、同欄6を同欄17とし、同欄5中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十一项」に改め、同欄5を同欄16とし、同欄4中「医療機関」の下に「、診療に関する学識経験者の団体」を加え、同欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第三十六条の二第一項の規定に基づき、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項を通知すること。

7 法第三十六条の三第一項の規定に基づき、医療機関の管理者と協議し、及び医療措置協定を締結すること。

8 法第三十六条の四第一項の規定に基づき、公的医療機関等の管理者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを指示すること。

9 法第三十六条の四第二項の規定に基づき、医療機関（公的医療機関等を除く。次の10において同じ。）の管理者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。

10 法第三十六条の四第三項の規定に基づき、医療機関の管理者に対し、必要な指示をすること。

11 法第三十六条の四第四項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。

12 法第三十六条の六第一項の規定に基づき、病原体等の検査を行っている機関等の管理者と協議し、検査等措置協定を締結すること。

13 法第三十六条の七第一項の規定に基づき、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、検査等措置協定に基づく措置をとるべきことを勧告すること。

14 法第三十六条の七第二項の規定に基づき、病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、必要な指示をすること。

15 法第三十六条の七第三項の規定に基づき、指示に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄中3を4とし、

2を3とし、同欄1中「第十条第五項」を「第十条第七項」に改め、「及び診療に関する学識経験者の団体」を削り、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第十条第六項の規定に基づき、予防計画を定め、又はこれを変更することについて、あらかじめ、都道府県連携協議会において協議すること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第三号知事決裁事項の欄中10を削り、9を10とし、同欄8中「第三十一条の第二項」を「第三十一条の第四第二項」に、「特定市町村長」を「市町村長」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第三十一条第三項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）」を「第三十一条第四項」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 法第二十六条の第三第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものに限る。）を求めること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第三号知事決裁事項の欄13中「医療機器」の下に「、個人防護具」を加え、同号部長専決事項の欄3中「第四十二条第一項」を「第二十六条の六第一項（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同表医療人材課の項第十六号部長専決事項の欄を次のように改める。

1 法第一百一十一条の規定に基づき、病院又は診療所の開設者に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

2 法第一百三十一条の規定に基づき、特定地域医療提供機関を指定すること。

3 法第一百六条第一項（法第十八条第二項、法第十九条第二項及び法第二百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定労務管理対象機関の業務の変更を承認すること。

4 法第一百七十七条第一項（法第十八条第二項、法第十九条第二項及び法第二百二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定労務管理対象機関の指定を取り消すこと。

5 法第十八条第一項の規定に基づき、連携型特定地域医療提供機関を指定すること。

6 法第一百九条第一項の規定に基づき、技能向上集中研修機関を指定すること。

7 法第二百二十条第一項の規定に基づき、特定高度技能研修機関を指定すること。

- 8 法第二百二十三条第四項の規定に基づき、特定労務管理対象機関の管理者が、休憩時間の確保を行わないことを許可すること。
- 9 法第二百二十三条第五項の規定に基づき、必要な休憩時間を確保すべきことを命ずること。
- 10 法第二百二十六条の規定に基づき、特定労務管理対象機関の開設者に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項第二号部長専決事項の欄2中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改め、同欄3中「第三十三条の七第六項」を「第三十三条の六第六項」に改め、同表生活衛生課の項第十三号部長専決事項の欄10中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表食品安全課の項第一号部長専決事項の欄7中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同表薬務課の項第四号を次のように改める。

<p>四 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）の施行に関する事務</p>	<p>大麻草の栽培の規制に関する法律第十二条の三の規定に基づき、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずること。</p>
--	---

別表第四保健医療部の表薬務課の項第七号部長専決事項の欄4中「ゆう出」を「湧出」に改め、同欄6中「をゆう出」を「を湧出」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改め、同表医療政策幹の項を削る。

別表第四農林部の表農産物安全課の項第九号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 5 法第三十二条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協定の認可の申請があつた旨を公告し、及び利害関係人の縦覧に供すること。
- 6 法第三十三条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協定の認可をすること。
- 7 法第三十三条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協定の認可をした旨を公告し、公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示すること。
- 8 法第三十六条第一項の規定に基づき、協定の廃止の認可をすること。
- 9 法第三十六条第二項の規定に基づき、協定の廃止の認可をした旨を公告する

10 法第三十七条第一項の規定に基づき、協定の認可を取り消すこと。

11 法第三十七条第二項の規定に基づき、協定の認可の取消しを行つた旨を当該協定に係る農地所有者等に通知するとともに、公告すること。

別表第四農林部の表生産振興課の項第十号部長専決事項の欄1中「第十八条」を「第二十条」に改め、同欄2中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄3中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同欄4中「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同欄5中「第二十三条」を「第二十七条」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号部長専決事項の欄12中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第十条第一項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域を指定すること。	
	2 法第二十六条第一項の規定に基づき、特定盛土等規制区域を指定すること。	
	3 法第四十五条第一項又は第二項の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定し、又はその指定を解除すること。	

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄3中「第九十七条の第二第二項」を「第九十七条の第二第三項」に、「建築主事」を「建築主事等」に、「協議し、その同意をする」を「協議する」に改め、同欄10中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同欄中102を105とし、74から101までを77から104までとし、同欄73中「第七十七条の二十四第四項」を「第七十七条の二十四第五項」に改め、「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同欄73を同欄76とし、同欄中72を75

とし、69から71までを72から74までとし、同欄68中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同欄68を同欄71とし、同欄67中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同欄67を同欄70とし、同欄66中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同欄66を同欄69とし、同欄65を68とし、50から64までを53から67までとし、49を51とし、その次に次のように加える。

52 法第五十八条第二項の規定に基づき、高度地区内における建築物の高さの最高限度を超える建築物を許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中48を50とし、41から47までを43から49までとし、同欄40中「第五十五条第三項第一号」を「第五十五条第四項第一号」に改め、同欄40を同欄42とし、同欄中39を40とし、その次に次のように加える。

41 法第五十五条第三項の規定に基づき、建築物の高さの限度を超える建築物を許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中38を39とし、28から37までを29から38までとし、27の次に次のように加える。

28 法第五十二条第六項第三号の規定に基づき、容積率の特例を認めること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第二号部長専決事項の欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 条例第五十六条の七第四項第三号の規定に基づき、容積率の特例を認めること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第二号部長専決事項の欄に次のように加える。

6 条例第五十六条の八第四項の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築物の建蔽率の限度を超える建築物を許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第十四号を次のように改める。

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）	1 法第十五条第一項の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせること。 2 法第六十七条の二第五項の規定に基づき、同条第二項第三号に掲げる事項について市町村と協議す
--	---

の施行に関する 事務		ること。
---------------	--	------

別表第四都市整備部の表建築安全課の項に次の一号を加える。

十五 空家等対策 の推進に関する 特別措置法（平 成二十六年法律 第二百二十七号。 以下この項にお いて「法」とい う。）の施行に 関する事務		<p>1 法第七条第八項の規定に基づき、 空家等活用促進区域の区域及び空 家等活用促進指針に定める事項に ついて市町村と協議すること。</p> <p>2 法第七条第九項の規定に基づき、 敷地特例適用要件に関する事項又 は用途特例適用要件に関する事項 について市町村と協議し、及び用 途特例適用要件に関する事項につ いて同意すること。</p>
---	--	--

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄4中「第五条の十三
第一項」を「第五条の十二第一項」に改める。

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項第二号を削り、同項第三号を
同項第二号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第四保健医療部の
表薬務課の項第四号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一
部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、改正前の別表第二
第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄18の規定は、なおその効力
を有する。